

庄原市が実施する「中間前払金制度」について

平成24年11月 庄原市管財課

1. 中間前払金とは？

中間前払金は、建設工事の請負契約時における前払金(請負金額の40%以内)に加え、一定の工事進捗が見られた段階において、さらに20%を限度として支払う「追加の前払金」を指します。

2. 対象となる案件

建設工事案件で、請負金額(消費税込)が500万円以上であり、既に前払金を受領している案件を対象とします。

3. 中間前払金の支払い申請をするための条件

対象となる建設工事案件において、以下の3点をすべて満たしていることが条件となります。

①現在定められている工期において、その50%以上を経過していること

→工期変更を行っている場合は、その変更後の工期にて判断します。

②工期の50%を経過するまでに実施すべきものとされている工程が行われていること

→工期変更等によって施工内容に変更がある場合は、その変更後の工程にて判断します。

③当該工事に施工済の作業に要する経費(出来形金額)が、現在請負金額の50%以上となっていること

→請負代金額の変更を行っている場合は、その変更後の請負代金額にて判断します。

4. 中間前払金の請求限度額

中間前払金は、現在請負金額(金額変更を行っている場合は、その変更後の請負金額。)の20%を限度として請求することができます。ただし、当初受領した前払金とこの中間前払金の合計金額が、中間前払金請求時における請負金額の60%を超えてはいけません。

したがって中間前払金の請求限度額は、「中間前払金請求時の請負金額×60%－前払金額」と、「中間前払金請求時の請負金額×20%」を比較して、少ない方の金額となります。(これらが同額の場合は、その金額となります。)

それでは実際に中間前払金の請求限度額について、それぞれのケースにおいて計算例を交えながら説明します。

<中間前払金請求限度額の計算例>

○案件例1 ～請負金額変更なし・前払金を当初契約金額の40%上限まで請求した場合

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：左に同じ

前払金額：420万円(40%上限金額)

中間前払金請求限度額：210万円(①と②を比較して少ない方)

① $1,050万円 \times 60\% - 420万円$ (既前払金額) = 210万円

② $1,050万円 \times 20\% = 210万円$

○案件例2 ～請負金額変更なし・前払金が当初契約金額の40%未満の場合

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：左に同じ

前払金額：400万円(38%程度の金額)

中間前払金請求限度額：210万円(①と②を比較して少ない方)

① $1,050万円 \times 60\% - 400万円$ (既前払金額) = 230万円

② $1,050万円 \times 20\% = 210万円$

→このように当初請負金額から請負金額の変更がなければ、中間前払金の請求限度額は前払金の金額に関わらず、実質的に当初請負金額の20%の金額となります。

●案件例3 ～請負金額増額・前払金を当初契約金額の40%上限まで請求した場合

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：1,260万円

前払金額：420万円(40%上限金額)

中間前払金請求限度額：252万円(①と②を比較して少ない方)

① $1,260万円 \times 60\% - 420万円$ (既前払金額) = 336万円

② $1,260万円 \times 20\% = 252万円$

●案件例4 ～請負金額増額・前払金が当初契約金額の40%未満の場合

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：1,260万円

前払金額：400万円(38%程度の金額)

中間前払金請求限度額：252万円(①と②を比較して少ない方)

① $1,260万円 \times 60\% - 400万円$ (既前払金額) = 356万円

② $1,260万円 \times 20\% = 252万円$

→このように当初請負金額から請負金額の増額があった場合は、中間前払金の請求限度額は前払金の金額や請負金額の増額幅に関わらず、中間前払金請求時の請負金額の20%の金額となります。

◎案件例5 ～請負金額減額・前払金を当初契約金額の40%上限まで請求した場合

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：945万円

前払金額：420万円(40%上限金額)

中間前払金請求限度額：147万円(①と②を比較して少ない方)

① $945万円 \times 60\% - 420万円$ (既前払金額) = 147万円

② $945万円 \times 20\% = 189万円$

◎案件例6 ～請負金額減額・前払金が当初契約金額の40%未満の場合1

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：945万円

前払金額：400万円(38%程度の金額)

中間前払金請求限度額：167万円(①と②を比較して少ない方)

$$\textcircled{1} 945 \text{万円} \times 60\% - 400 \text{万円 (既前払金額)} = 167 \text{万円}$$

$$\textcircled{2} 945 \text{万円} \times 20\% = 189 \text{万円}$$

◎案件例7 ～請負金額減額・前払金が当初契約金額の40%未満の場合2

当初請負金額：1,050万円 中間前払金請求時の請負金額：945万円

前払金額：350万円(33%程度の金額)

中間前払金請求限度額：189万円(①と②を比較して少ない方)

$$\textcircled{1} 945 \text{万円} \times 60\% - 350 \text{万円 (既前払金額)} = 217 \text{万円}$$

$$\textcircled{2} 945 \text{万円} \times 20\% = 189 \text{万円}$$

→このように、当初請負金額から請負金額の減額があった場合では、中間前払金の請求限度額は請負金額の減額幅や当初の前払金額によって、上記①と②の大小関係が変わってきますので、案件ごとに限度額の算定を行う必要があります。

5. 中間前払金と部分払いの選択について

庄原市においては中間前払金と部分払いについて、契約締結時にどちらかの支払い方法を選択する必要はありません。

工事が進行する中において請負者の判断により、下記「6. 中間前払金と部分払いの併用について」に示す事項にしたがって、中間前払金と部分払いの支払い請求を行うことができます。

6. 中間前払金と部分払いの併用について

庄原市においては、ある案件で中間前払金の請求を行った後でも、部分払いを請求することができます。なお中間前払金の請求後も、部分払いの可能回数は変わりません。

その場合の部分払い可能上限金額は、下記のとおりとなります。

(前払金のみの支払いを受けた場合)

$$\text{部分払い可能上限金額} = \text{出来形請負代金相当金} \times 0.9 - \text{前払金額} \times (\text{出来形請負代金相当金} \div \text{請負代金額}) - \text{部分払済金額}$$

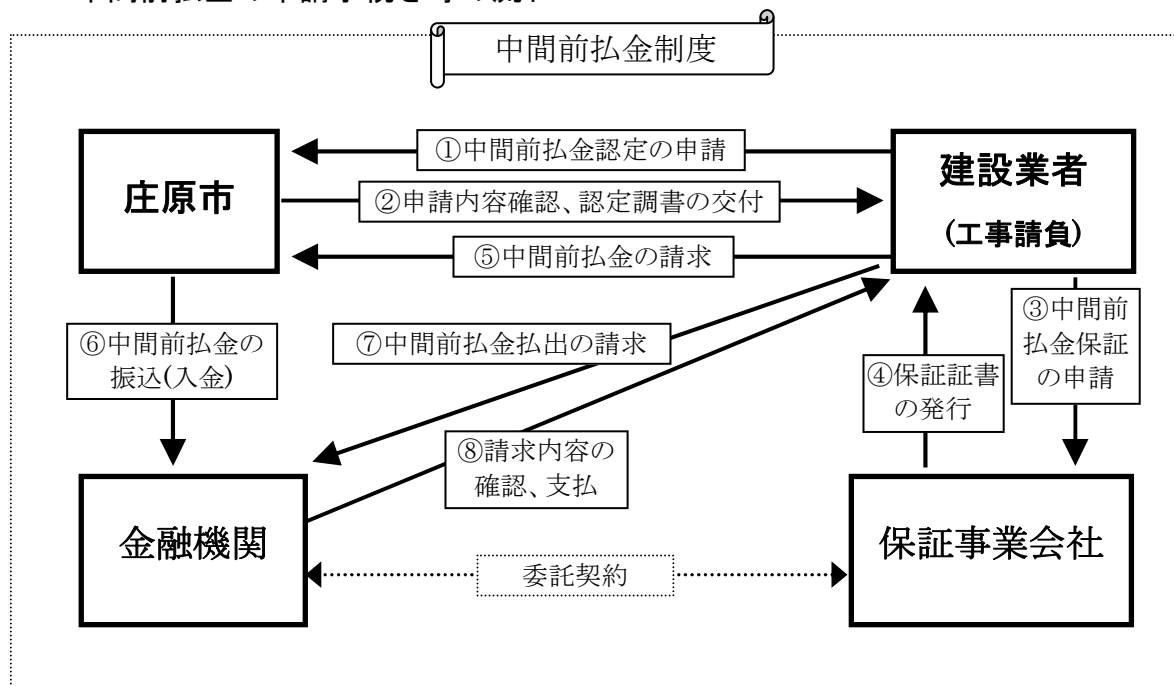
(前払金と中間前払金の支払いを受けた場合)

$$\text{部分払い可能上限金額} = \text{出来形請負代金相当金} \times 0.9 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \times (\text{出来形請負代金相当金} \div \text{請負代金額}) - \text{部分払済金額}$$

ただし一度でも部分払いの請求を行った後は、中間前払金の請求をすることはできません。

これらの事項を念頭に置いて、各請負工事の状況に併せて自社の選択方法を決定してください。

7. 中間前払金の申請手続き等の流れ



<解説>

①中間前払金認定の申請(建設業者→庄原市)

中間前払金を申請するための条件を満たした工事を請負う建設業者が、庄原市へ認定申請書(様式第1号)に工事履行報告書を添えて、中間前払金の認定申請をします。

別紙にその申請様式を示していますので、参照してください。

②申請内容確認、認定調書の交付(庄原市→建設業者)

庄原市は提出された書類と実際の工事の進捗状況等を確認し、建設業者に中間前払金認定調書を交付します。支払条件を満たしていると認められる場合は、この書面において「認定」の旨を記します。

③中間前払金保証の申請(建設業者→保証事業会社)

建設業者は庄原市から交付された中間前払金認定調書を添え、保証事業会社に中間前払金に係る保証を申込みます。

④保証証書の発行(保証事業会社→建設業者)

保証事業会社は申請内容を確認したうえで、建設業者に中間前払金保証証書を発行します。

⑤中間前払金の請求(建設業者→庄原市)

建設業者は中間前払金支払請求書(様式第3号)に保証証書を添えて、庄原市へ中間前払金の請求をします。

⑥中間前払金の振込(入金)(庄原市→建設業者が預託する金融機関の指定口座)

庄原市は申請書類等の内容を確認したうえで、中間前払金の請求を受けた日から14日以内に請負者の預託金融機関(前払金専用口座)に振り込みます。

⑦中間前払金の払出請求(建設業者→建設業者が預託する金融機関)

建設業者は中間前払金専用の「前払金払出依頼書」を作成し、この書類を添えて預託金融機関へ払出の請求をします。

⑧中間前払金の払出(建設業者が預託する金融機関→建設業者)

建設業者が預託する金融機関は建設業者からの請求内容を確認し、前払金専用口座から中間前払金を建設業者へ払い出します。

8. 中間前払金と部分払いの違い

中間前払金と部分払いは、工事の途中で工事代金を得るという点で共通していますが、その取り扱いには様々な違いがあります。

このことについて、庄原市における取り扱いの違いを下記のとおり示しますので、参考としてください。

	中間前払金	部分払い
請求できる案件	請負金額(消費税込)500万円以上であり、既に前払金を受領している工事案件	請負金額(消費税込)1,000万円以上の工事案件
請求するタイミング	工期が50%以上経過し、それまでに実施すべき工程が行われ、出来形金額が請負代金額の50%以上となる段階以降	請負者において一定の施工が行われたと判断した時
請求できる回数	1回のみ	契約金額(消費税込)が 1,000万円以上2,000万円未満 →1回以内 2,000万円以上5,000万円未満 →2回以内 5,000万円以上→3回以内 ※いずれも月1回以内に限る
請求できる金額	請負金額の20%以内(ただし前払金と中間前払金の合計金額が中間前払金請求時における請負金額の60%以内) ※上記「4. 中間前払金の請求限度額」を参照してください。	それぞれの請求段階において、下記算式に示す金額以内 <算式> 出来形請負代金相当金×0.9-(前払金額+中間前払金額)×(出来形請負代金相当金÷請負代金額)-部分払済金額
請求時に必要な書類	・庄原市へ中間前払金認定申請書(工事履行報告書を添付) ・保証事業会社へ中間前払金保証申請書類	庄原市へ出来形検査要求書(出来形の内容を示す各種書類を添付)
支払い等の決定に必要な手続	・庄原市において「請求のタイミング」に示されている条件が満たされているかどうかの確認(必要に応じて工事現場の確認) ・保証事業会社において、庄原市から交付された中間前払金認定調書等の確認	庄原市において請負者より提出された「出来形検査要求書」に基づいて出来形検査を行う。この際、書面に示された出来形を工事現場の状況を含めて確認
手数料	中間前払金額の0.065%	なし

	中間前払金	部分払い
お金の流れ	庄原市→預託金融機関(前払金専用口座)→請負者が通常利用する口座等	庄原市→請負者が通常利用する口座等
払い出し手続き	預託金融機関へ「前払金払出依頼書」を提出して払い出しを受ける。中間前払金の場合、前払金での手続きに比較すれば簡易な手続きとなる。	庄原市より直接請負者が通常利用している口座に振り込まれるため、必要なし
他制度との併用	部分払いを請求する前であれば、部分払いと併用して請求が可能	中間前払金を請求した後も請求が可能

9. 中間前払金保証を取り扱う業者

現在日本国内において、下記の3社が取り扱いを行っています。(事業登録番号順に記載)

①西日本建設業保証株式会社

ホームページアドレス：<http://www.wjcs.net/>

②東日本建設業保証株式会社

ホームページアドレス：<http://www.ejcs.co.jp/>

③北海道建設業信用保証株式会社

ホームページアドレス：http://www2.hokkaido-cs.co.jp/kdc_hkd/index.html

本制度について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 管財課 管財係 Tel 0824-73-1203(直通)
E-Mail:kanzai@city.shobara.hiroshima.jp